

広島県告示第九百二十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定によって、平成二十七年広島県告示第六百二十四号で設定した次の鳥獣保護区の存続期間を更新し、令和七年十一月一日から施行する。

令和七年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 更新する鳥獣保護区

東郷山鳥獣保護区、大仙鳥獣保護区、竹林寺鳥獣保護区、槇原谷鳥獣保護区、立岩鳥獣保護区、天狗石山鳥獣保護区及び野呂山鳥獣保護区

二 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで